

テキスト p.22 第1章 2 (1) 安全管理組織の型 について 小売業向けの内容を追加

(工) 小規模分散事業場 (例)

小売業のように各店舗の規模が小さい場合、各店舗に専属の安全衛生スタッフを配置することが難しい場合がある。その場合、次ページの図に示すように本社・本部等に安全管理担当者を置き、その者が全社的に実施する安全衛生活動を企画し、各店舗での実施を指示するという形態を取ることが現実的である。

- ① 全店舗の安全衛生活動を統括する部署を設け、活動方針の策定と実施、情報集約、各店舗からの問い合わせ機能を整備。必要に応じて総括産業医を配置。
- ② ①で把握した各店舗からの情報を活用し、統括部署に配置されている安全管理担当者、総括産業医で定期的な会議を行い、全店舗統一の安全衛生活動を展開。
- ③ 安全管理担当者や総括産業医が必要に応じて各店舗を訪問し、互いに情報共有。
- ④ 各店舗の安全衛生委員会にて議論、意見を収集。

※ 規模に応じて、設置義務がない場合がある。

(厚生労働省パンフレット「産業保健活動をチームで進めるための実践的事例集」19ページを参考に作成)

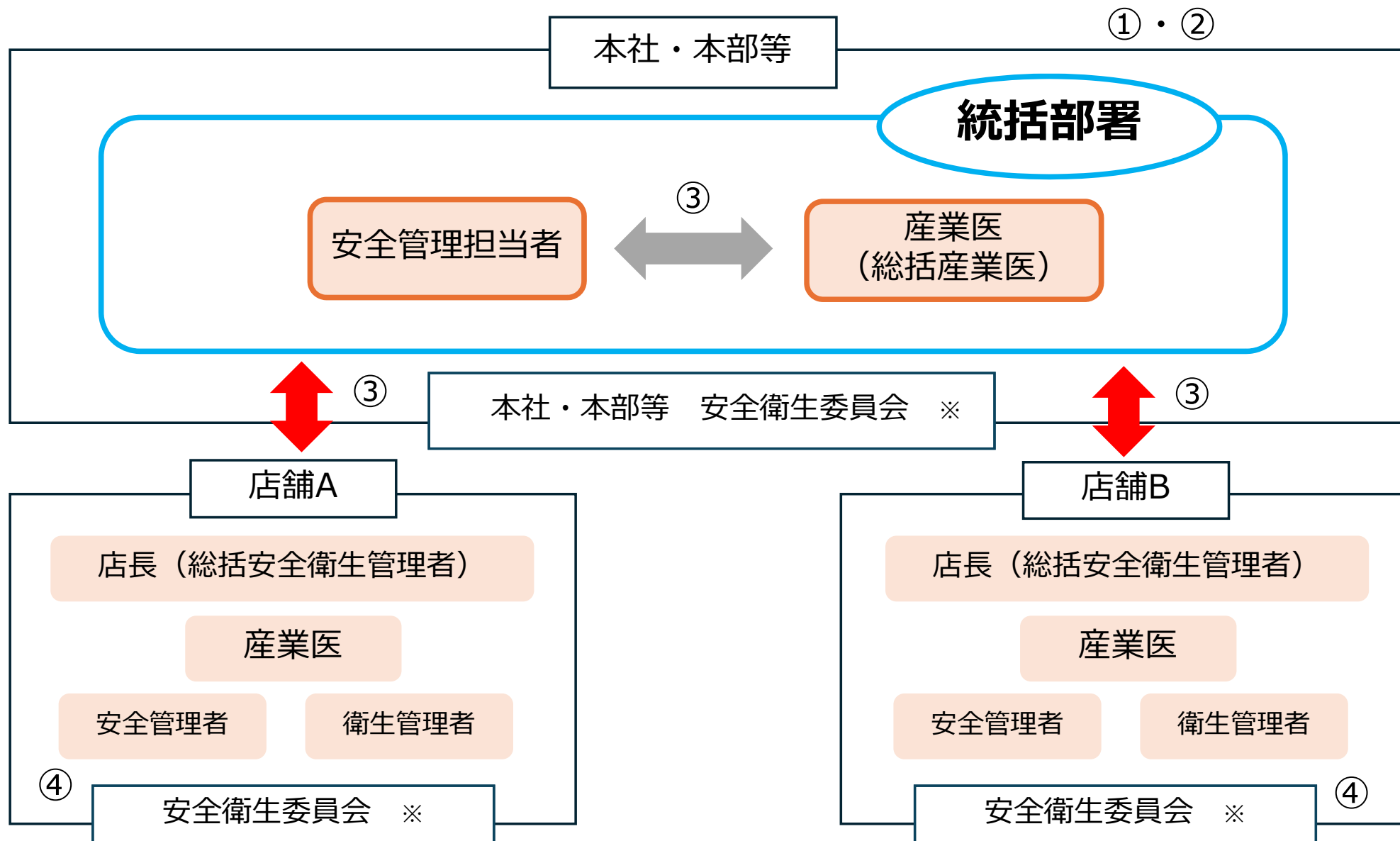


図 小規模分散事業場での安全管理組織例

テキスト p.22 第1章 2（1）イ ライン管理者の職務 の説明文を 小売業向けに差替え

イ ライン管理者の職務等

安全活動は、人命尊重の面から売り場・持ち場のチーフにとって最優先すべき職務であり、円滑な営業活動の維持の面からも欠かせないものである。各店舗では、品質の良い商品を提供し、売り上げの向上に向けた努力を行っている。店長はそのための指示を各売り場・持ち場のチーフに出し、チーフから従業員（パート、アルバイト）に伝えてその職責を果たそうとする。このように各職制などそれぞれの立場においてその任務を遂行することにより、その集大成として店舗の機能が発揮され、店長はその職務を果たすことができる。

しかし、重篤な災害が発生した場合には、人的、物的に多大な損失を生ずるとともに、長期の人員欠員が発生した場合は、店舗運営にも影響が出てくる。

テキスト p.47 第1章4（6） ツール・ボックス・ミーティング を 小売業向けに差替え

（6）情報伝達の機会（朝礼、昼礼など）

このような製造業のツール・ボックス・ミーティングに対して、小売業では朝礼や昼礼など、その時間帯の担当者・出勤者が集まって簡単なミーティングを行ってから仕事を始めるのが一般的である。

この朝礼や昼礼の機会を活用して安全活動を行うことが可能だ。例えば、自店舗あるいは他店舗で発生した労働災害を報告し注意喚起を行ったり、職場内で危ないと感じたことを募る、安全衛生上の注意点のおさらいをするなど、通常の朝礼や昼礼の内容に少し足すだけでも、仕事の前に必要な情報が伝達され効果的である。

また、朝礼や昼礼の機会を利用して腰痛予防体操を実施するなど、情報伝達以外の活用方法も考えられる。

その他、情報伝達の手段として、社内SNSの活用やe-ラーニングによる安全教育など多数考えられる。各社に合った取り組みによって、従業員に必要な情報の伝達を行いたい。